

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	八頭町

八頭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八頭町産業観光課
所在地 鳥取県八頭郡八頭町郡家493
電話番号 0858-76-0208
FAX番号 0858-76-0217
メールアドレス sangyou-kankou@town.yazu.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ツキノワグマ（以下「クマ」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル（以下「サル」という）、ハクビシン・アナグマ・テン（以下「ハクビシン等」という）、カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	八頭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜類等	100 (a) 1,181 (千円)
シカ	水稲、果樹、野菜類等	138 (a) 1,672 (千円)
クマ	果樹等	68 (a) 3,944 (千円)
カラス	果樹等	— —
ヌートリア	水稲、野菜類等	— —
アライグマ	野菜類	— —
ハクビシン等	野菜類	— —
カワウ	魚類	— —
サル	果樹、野菜類等	8 (a) 245 (千円)

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に、水稲や野菜類の被害が発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいるが、被害は収まっていない。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被害額(千円)	1,657.1	713	1,852	3,105	2,920	1,649	1,181
被害面積(a)	162.5	40	160	268	257	136	100

○シカ

主に、水稲や野菜類の被害が発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいるが、被害は収まっていない。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被害額(千円)	979.8	1,524	807	473	594	1,165	1,672
被害面積(a)	27.8	38.7	44	54	36	46	138

○クマ

平成28年度、平成30年度及び令和2年度は、クマの餌となる堅果類の不作等により果樹園等に大量出没し、特に茂田地区、上津黒地区の梨被害や市谷地区、郡家殿地区の柿被害が多く発生した。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被害額(千円)	—	746	622	4,322	928	2,204	3,944
被害面積(a)	—	20	14	94	16	38	68

○カラス

被害額等の把握はできていないが、上峰寺地区や篠波地区の梨被害が発生している。

○ヌートリア

近年は、目撃情報や被害報告が少なくなっているが、主に水稲や野菜類の被害が発生している。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被害額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
被害面積(a)	—	—	—	—	—	—	—

○アライグマ

目撃情報や被害報告が少なくなっているが、平成28年7月に1頭捕獲しており、今後被害が発生する可能性がある。

○ハクビシン等

被害報告は少ないが、主に野菜被害が発生している。

○カワウ

主に八東川流域と千代川流域で鮎の食害が発生している。

○サル

特に八東地域において、野菜類や果樹等の被害が発生している。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
被害額(千円)	776	561	340	170	121	227	245
被害面積(a)	29	26	16	8	5	9	8

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度実績)	目標値 (令和4年度)
全対象鳥獣	314 a 7,042千円	284 a 5,649千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○全鳥獣対象 猟友会へ捕獲依頼を行い、連携を図りながら、捕獲体制を整備している。</p> <p>○イノシシ、シカ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の整備を推進。また、集落ごとに要望を取りまとめて、町が箱わなを購入・貸出しを行い、地元住民と捕獲従事者が連携を図りながら捕獲活動を行う。</p> <p>○クマ 鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に沿って、段階的な対応により、捕獲及び学習放獣を行っている。</p>	<p>○全鳥獣対象 猟友会会員の高齢化等による会員数の減少で捕獲の担い手が不足している。また、銃猟者の減少もあり、捕獲従事者の養成・確保が必要である。</p> <p>○イノシシ、シカ 捕獲従事者と地元住民との間で意思疎通が不足しており、効果的な捕獲ができていない場合がある。</p> <p>○クマ 住宅地周辺で出没が多発する場合や人身被害が推定される場合に備え、緊急対応ができる体制を整備しておく必要がある</p>

	<p>○カラス 銃猟者による捕獲体制の強化及び、県下での一斉捕獲に参加している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画に基づき、捕獲体制を強化している。また、研修会を開催するとともに、捕獲従事者の増加を図っている。</p> <p>○サル 囲いわなの設置や研修会等を開催し、地元住民による誘引物除去や追払いの強化を図り、捕獲や被害の軽減に努めた。</p>	<p>○カラス 銃器での捕獲が困難であるため、追い払い等の対応をするが、別の場所へ移動することがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ ヌートリアについては、繁殖数が多いため、捕獲数が減少しても安心できない。</p> <p>○サル 捕獲することが困難なため、効果的な捕獲体制の構築が必要。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>電気柵やワイヤーメッシュ柵の整備を推進している。また、侵入防止柵設置等の講習会を開催し、設置技術の向上を図っている。</p>	<p>個々での整備になっており、集落が一体となった整備が進んでいない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>【全体方針】 多様な有害鳥獣の特性にあわせて、①侵入防止対策、②捕獲対策、③地域ぐるみで行う被害対策の体制の構築を柱に総合的に対策を行う。</p> <p>【獣種別方針】</p> <p>○イノシシ 侵入防止柵の設置が、飛び地とならないよう集団的な取り組みを推進する。あわせて、獣の隠れ家となりうる藪等の刈込みや緩衝帯の整備を促進する。また、捕獲に係る活動費を支援し、捕獲強化に努める。</p> <p>○シカ 侵入防止柵の設置が、飛び地とならないよう集団的な取り組みを推進する。あわせて、獣の隠れ家となりうる藪等の刈込みや緩衝帯の整備を促進する。また、捕獲に係る活動費を支援し、捕獲強化に努める。</p>

○クマ

果樹園や民家付近への出没が増加しており、侵入防止柵の整備促進を行い緊急対応ができるよう箱わなでの捕獲体制を整備する。また、民家付近の放任果樹の伐採への取り組みを推進する。

○カラス

一斉捕獲及び追い払い等の対策を行う。

○ヌートリア、アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○ハクビシン等

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○カワウ

一斉捕獲及び追い払い等の対策を行う。

○サル

放任果樹等の撤去を推進する。また、集落内点検や研修会等を開催し、地域が一体的となった取り組み（花火等による追い払い等）を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八頭町猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲への従事等を委託。

【猟友会の構成員状況】

八頭町猟友会郡家支部 40人

八頭町猟友会船岡支部 31人

八頭町猟友会八東支部 28人 合計99人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】（令和2年4月1日現在）

郡家地域 183人 船岡地域 86人 八東地域 84人 合計353人

平成24年6月より八頭町鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲への指導及び監督を推進している。

【実施隊構成】
町職員 2人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催
令和3年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催
令和4年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方							
○イノシシ							
過去の実績から年間900頭を計画数とする。特に、水稻や野菜類の被害が主であり、被害地域を限定した捕獲体制を整備する。							
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数(頭)	566	649	482	837	301	522	583
○シカ							
捕獲数が年々増加しており、更なる捕獲の強化を図り年間2,300頭を計画数とする。							
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数(頭)	1,707	1,780	2,180	1,699	1,622	1,827	2,015
○カラス							
過去の実績から年間50羽を計画数とする。そのうち、一斉駆除20羽を捕獲目標とする。							
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数(頭)	19	24	20	15	2	14	15

○ヌートリア

捕獲数が年々減少方向には向かっているが、過去の実績から年間200頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数（頭）	56	51	69	15	22	35	10

○アライグマ

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間10頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲数（頭）	-	-	-	1	-	-	-

○ハクビシン等

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間10頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

○カワウ

近年、アユの食害が著しく、年間150羽の捕獲を目標とする。

○サル

被害状況に応じて、加害個体の捕獲を対象に年間10頭を目標数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
イノシシ	900頭	900頭	900頭
シカ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ヌートリア	200頭	200頭	200頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン等	10頭	10頭	10頭
カワウ	150羽	150羽	150羽
サル	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容

(八頭町全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃
- ・実施予定時期：通年

○シカ

- ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃
- ・実施予定時期：通年

○カラス

- ・捕獲手段：猟銃による一斉駆除を基本とする。その他、猟銃による有害駆除。
- ・実施予定時期：一斉駆除は2回/年、その他は不定期

○ヌートリア、アライグマ

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○ハクビシン等

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○カワウ

- ・捕獲手段：猟銃（空気銃）による有害駆除。
- ・実施予定時期：通年

○サル

- ・捕獲手段：サル専用囲いわなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ・シカ	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m
クマ・サル	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ、クマ、サル等	・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置
令和3年度	イノシシ、クマ、サル等	・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置
令和4年度	イノシシ、クマ、サル等	・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八頭町	①クマの目撃や出没情報があった場合は、防災行政無線等で住民等への注意喚起を行う。 ②放任果樹等の誘引物の除去等を行い、出没しにくくなる生活環境の整備を行う。 ③クマが錯誤捕獲された場合は、関係機関と連携を図り、学習放獣等を行う。 ④侵入防止柵等の設置を推進する。 ⑤クマによる農作物被害又は、人身被害の危険性が高い場合は、有害捕獲許可を行い、捕殺処分を行う。

鳥取県 緑豊かな自然課	①クマの錯誤捕獲時は、町と連携しながら学習放獣を行う。 ②クマの有害捕獲時は、町と連携しながら殺処分した個体の確認及び調査等を行う ③緊急時は、研究機関等専門家を現地派遣し、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う。
郡家警察署	①緊急時は、現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

八頭町役場産業観光課→八頭町役場（総務課防災室→八頭町消防団） （教育委員会→小中学校） （町民課→保育所） →鳥取県緑豊かな自然課 →郡家警察署・八頭町猟友会・出没地域集落区長

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び焼却等、適切に処理を行うほか、若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、施設で処理した肉を食材として県内外へ販売している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、主にイノシシとシカを処理している。処理された肉は食肉として県内外に販売している。また、食肉外の残滓物については、ペットフードの原料に使用し、有効活用を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八頭町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
八頭町	八頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること 協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	八頭町の ・被害防除に関すること 協議会の運営に関すること
各集落農事実行組合	八頭町の鳥獣による農業被害に関すること
八頭町猟友会	八頭町地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所八頭事務所 鳥取県緑豊かな自然課 鳥取県東部地域振興事務所東部振興課	全体計画の支援に関すること。
鳥取森林管理署	協議会の支援に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊を設置している。
①活動内容 捕獲、追払い等
②隊員数 町職員 2名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○クマ対策 出没する地域がある程度特定されるため、今後、銃猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者に要請し、捕獲体制の整備と出没状況に応じて第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づく対応を実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

積極的に農家等へ対しての研修会等を開催し、地域が主体となって侵入防止柵の設置維持管理等、自発的被害対策への取組みが実行できる体制づくりを推進する。
